

湖西市建設工事成績評定基準

1 目的

この基準は、「湖西市建設工事成績評定要領」の工事成績の評定（以下「成績評定」という。）に関する事項を定め、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

2 成績評定の方法

- (1) 成績評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 成績評定の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- (3) 工事成績採点表の審査項目ごとの採点は、つぎのように取り扱うものとする。
 - ア 130万円を超え500万円未満の工事は、小規模型審査項目別運用表を利用する。
 - イ 500万円以上5,000万円未満の工事は、簡易型審査項目別運用表を利用する。
 - ウ 5,000万円以上の工事は、標準型審査項目別運用表を利用する。
- (4) 成績評定にあたっては、工事における「高度技術」、創意工夫」、「社会性等」に関して、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

3 工事成績が劣るものの措置

工事成績評定の工事成績が特に劣る場合は、その事情を調査し、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年3月24日告示第101号）第2条第1項別表第1第2号で規定する過失による粗雑工事及び同第5号で規定する工事成績不良に該当すると認められたときは、同要領の定めるところにより必要な措置を行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月23日から施行する。